

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵谷典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	福吉 (福吉)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、認定農業者への集積が進んでいるが、今後は高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、一部自作されている農業者を除き、認定農業者に一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7.92 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7.92 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針※
現在自作している農業者が規模を縮小又はやめることになった場合に、認定農業者に集積していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3) 基盤整備事業への取組方針※
農地を守っていくために土地改良事業が必要か、集落内で今後協議を進めていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵途典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	本郷 (本郷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、認定農業者への集積が進んでいるが、今後は高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、一部自作されている農業者を除き、認定農業者に一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13.45 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13.45 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保土管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針※	
現在自作している農業者が規模を縮小又はやめることになった場合に、認定農業者に集積していく。	
(2) 農地中間管理機構の活用方針※	
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。	
(3) 基盤整備事業への取組方針※	
農地を守っていくために土地改良事業が必要か、集落内で今後協議を進めていく。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針※	
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	
耕作者に一任する。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵途典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	大垣内 (大垣内)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、認定農業者への集積が進んでいるが、今後は高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、一部自作されている農業者を除き、認定農業者に一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	17.12 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17.12 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針※
現在自作している農業者が規模を縮小又はやめることになった場合に、認定農業者に集積していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3) 基盤整備事業への取組方針※
農地を守っていくために土地改良事業が必要か、集落内で今後協議を進めていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵途典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	皆田 (皆田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、認定農業者への集積が進んでいるが、今後は高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、一部自作されている農業者を除き、認定農業者に一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4.86 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4.86 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針※
現在自作している農業者が規模を縮小又はやめることになった場合に、認定農業者に集積していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3) 基盤整備事業への取組方針※
農地を守っていくために土地改良事業が必要か、集落内で今後協議を進めていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵途典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	南中山 (南中山)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 14日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、認定農業者への集積が進んでいるが、今後は高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、一部自作されている農業者を除き、認定農業者に一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5.68 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.68 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
現在自作している農業者が規模を縮小又はやめることになった場合に、認定農業者に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
当地域は、一部基盤整備を実施済みであるが、今後土地改良事業が必要な場合は集落内で協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵造典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	来見 (来見)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

担い手の確保が急務であるが、小規模な集落であり、集落内での人材確保は困難。外部の担い手の参入を検討し、その担い手に作物及び生産方法を一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3.70 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3.70 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針※
中心となる担い手が存在せず、高齢化に鑑み早急に担い手を探し集積・集約化を進めていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3) 基盤整備事業への取組方針※
農地を守っていくために土地改良事業が必要か、集落内で今後協議を進めていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵途典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	田和 (田和)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

担い手の確保が急務であるが、小規模な集落であり、集落内での人材確保は困難。外部の担い手の参入を検討し、その担い手に作物及び生産方法を一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3.73 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3.73 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
中心となる担い手が存在せず、高齢化に鑑み早急に担い手を探し集積・集約化を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
農地を守っていくために土地改良事業が必要か、集落内で今後協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵途典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	才金 (才金)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、認定農業者への集積が進んでいるが、今後は高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、一部自作されている農業者を除き、認定農業者に一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21.87 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21.87 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
現在自作している農業者が規模を縮小又はやめることになった場合に、認定農業者に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
当地域は、一部基盤整備を実施済みであるが、今後土地改良事業が必要な場合は集落内で協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵途典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	金子 (金子)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 14日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

認定農業者への集積を進めるなど、今後は高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、一部自作されている農業者を除き、認定農業者に一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8.08 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.08 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針※
現在自作している農業者が規模を縮小又はやめることになった場合に、認定農業者に集積していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3) 基盤整備事業への取組方針※
当地域は、一部基盤整備を実施済みであるが、今後土地改良事業が必要な場合は集落内で協議を進めていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵道典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	桜山 (桜山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

担い手の確保が急務であるが、集落内での人材確保は困難。外部の担い手の参入を検討し、その担い手に作物及び生産方法を一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10.31 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.31 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針※
中心となる担い手が存在せず、高齢化に鑑み早急に担い手を探し集積・集約化を進めていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3) 基盤整備事業への取組方針※
農地を守っていくために土地改良事業が必要か、集落内で今後協議を進めていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵迩典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	金屋 (金屋)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、認定農業者への集積が進んでいるが、今後は高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、一部自作されている農業者を除き、認定農業者に一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	32.86 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	32.86 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
現在自作している農業者が規模を縮小又はやめることになった場合に、認定農業者に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
当地域は、一部基盤整備を実施済みであるが、今後土地改良事業が必要な場合は集落内で協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵途典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	カ万 (カ万)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、認定農業者への集積が進んでいるが、今後は高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、一部自作されている農業者を除き、認定農業者に一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8.64 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.64 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針※
現在自作している農業者が規模を縮小又はやめることになった場合に、認定農業者に集積していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3) 基盤整備事業への取組方針※
農地を守っていくために土地改良事業が必要か、集落内で今後協議を進めていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵途典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	須安 (須安)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、認定農業者への集積が進んでいるが、今後は高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、一部自作されている農業者を除き、認定農業者に一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	15.55 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	15.55 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
現在自作している農業者が規模を縮小又はやめることになった場合に、認定農業者に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
当地域は、一部基盤整備を実施済みであるが、今後土地改良事業が必要な場合は集落内で協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を經由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵谷典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	宇根 (宇根)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 14日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

今後は高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

自作する者は農業を継続できるまで耕作し、困難となった場合、担い手に集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1.50 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1.50 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針※
現在自作している農業者が規模を縮小又はやめることになった場合に、認定農業者に集積していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3) 基盤整備事業への取組方針※
今後土地改良事業が必要な場合は集落内で協議を進めていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵途典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	西大畠 (榎ヶ淵、越田和、判官)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、認定農業者への集積が進んでいるが、今後は高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、一部自作されている農業者を除き、認定農業者に一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10.47 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.47 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
現在自作している農業者が規模を縮小又はやめることになった場合に、認定農業者に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
当地域は、一部基盤整備を実施済みであるが、今後土地改良事業が必要な場合は集落内で協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を經由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵途典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	稗田 (稗田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 14日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

今後は高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

自作する者は農業を継続できるまで耕作し、困難となった場合、担い手に集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4.21 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4.21 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
現在自作している農業者が規模を縮小又はやめることになった場合に、認定農業者に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
農地を守っていくために土地改良事業が必要か、集落内で今後協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵邊典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	久木原 (久木原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

担い手の確保が急務であるが、小規模な集落であり、集落内での人材確保は困難。外部の担い手の参入を検討し、その担い手に作物及び生産方法を一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1.35 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1.35 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針※
外部の担い手を発掘する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3) 基盤整備事業への取組方針※
今後基盤整備事業について検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵送典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	小日山 (小日山)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 14日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、認定農業者への集積が進んでいるが、今後は高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、一部自作されている農業者を除き、認定農業者に一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3.64 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3.64 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
現在自作している農業者が規模を縮小又はやめることになった場合に、認定農業者に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
農地を守っていくために土地改良事業が必要か、集落内で今後協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☒ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵途典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	目高 (目高)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 14日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

高齢化が進んでおり、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

農業上の利用が行われる農用地等がないため、定期的な圃場管理を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	0.00 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	0.00 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
外部の担い手を発掘する。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針※
今後土地改良事業が必要な場合は集落内で協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵途典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	寄延 (寄延)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

農会がなく、地域外の耕作者が耕作している。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

農業上の利用が行われる農用地等なし。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	0.00 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	0.00 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
外部の担い手を発掘する。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、原則として農地を機構に貸付けていく。
(3)基盤整備事業への取組方針※
今後土地改良事業が必要な場合は協議を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵邊典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	上上月 (上上月)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

一部においては、認定農業者への集積が進んでいるが、今後は高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、一部自作されている農業者を除き、認定農業者に一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4.99 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4.99 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針※
現在自作している農業者が規模を縮小又はやめることになった場合に、認定農業者に集積していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3) 基盤整備事業への取組方針※
今後土地改良事業が必要な場合は集落内で協議を進めていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵迩典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	中上月 (中上月)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

今後は高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

自作する者は農業を継続できるまで耕作し、困難となった場合、担い手に集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	0.43 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	0.43 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針※
現在自作している農業者が規模を縮小又はやめることになった場合に、認定農業者に集積していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3) 基盤整備事業への取組方針※
今後土地改良事業が必要な場合は集落内で協議を進めていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☒ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵邊典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	下上月 (下上月)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 14日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

今後は高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、一部自作されている農業者を除き、認定農業者に一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5.76 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.76 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
現在自作している農業者が規模を縮小又はやめることになった場合に、認定農業者に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
当地域は、一部基盤整備を実施済みであるが、今後土地改良事業が必要な場合は集落内で協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵迩典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	仁 位 (仁 位)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 14日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現状として、75才以上の農業者の農地面積は比較的少ないが、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

自作する者は農業を継続できるまで耕作し、困難となった場合、担い手に集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11.09 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11.09 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
現在自作している農業者が規模を縮小又はやめることになった場合に、認定農業者に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
当地域は、ほとんどの農地が基盤整備を実施済みであるが、今後土地改良事業が必要な場合は集落内で協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☒ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵途典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	早瀬1 (早瀬)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

高齢化が進んでおり、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

環境に配慮して減農薬、減肥料を進め併せて収益の改善も図る。また、新規作物の導入について町、県、JAと連携して取り組む。

地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11.02 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11.02 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
中心となる担い手が存在せず、高齢化に鑑み早急に担い手を探し集積・集約化を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
今後土地改良事業が必要な場合は集落内で協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵谷典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	早瀬2 (早瀬)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、経営規模を拡大したい認定農業者への集積が進んでいるが、今後は高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、一部自作されている農業者を除き、認定農業者に一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5.84 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.84 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
現在自作している農業者が規模を縮小又はやめることになった場合に、認定農業者に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
当地域は、一部基盤整備を実施済みであるが、今後土地改良事業が必要な場合は集落内で協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵途典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	家内 (家内)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、認定農業者への集積が進んでいるが、今後は高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、一部自作されている農業者を除き、認定農業者に一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7.95 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7.95 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
実質的に集約化が完了しており、今後はこれを維持することに努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
当地域は、大半の農地が基盤整備を実施済みであるが、今後土地改良事業が必要な場合は集落内で協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵途典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	久 崎 (久 崎)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 14日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

今後は高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

担い手の確保が必要であるが、集落内での人材確保は困難であるため、外部の担い手の参入を検討し、その担い手に作物及び生産方法を一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2.15 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.15 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保土管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※ 外部の担い手の参入を検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針※ 農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※ 当地域は、ほとんどの農地が基盤整備を実施済みであるが、今後土地改良事業が必要な場合は集落内で協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※ 今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針 耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵途典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	櫛田南 (原前・原中・原下・平谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、経営規模を拡大したい認定農業者への集積が進んでいるが、今後は高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、一部自作されている農業者を除き、認定農業者に一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	32.12 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	32.12 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
現在自作している農業者が規模を縮小又はやめることになった場合に、認定農業者に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
当地域は、ほとんどの農地が基盤整備を実施済みであるが、今後土地改良事業が必要な場合は集落内で協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵途典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	瀧谷 (瀧谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

高齢化が進んでおり、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

担い手の確保が急務であるが、小規模な集落であり、集落内での人材確保は困難。外部の担い手の参入を検討し、その担い手に作物及び生産方法を一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4.22 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4.22 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
農事組合法人榎田南などの外部の担い手を発掘する。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
団体営の基盤整備は行っているので、今後の基盤整備については検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵邊典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	奥村 (奥村)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 14日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現状として、75才以上の農業者の農地面積は比較的少ないが、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

自作する者は農業を継続できるまで耕作し、困難となった場合、担い手に集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2.85 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.85 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保安全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
現在自作している農業者が規模を縮小またはやめることになった場合に、担い手に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
当地域は、ほとんどの農地が基盤整備を実施済みであるが、今後土地改良事業が必要な場合は集落内で協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵迩典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	須山 (須山)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 14日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現状として、75才以上の農業者の農地面積は比較的少ないが、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

自作する者は農業を継続できるまで耕作し、困難となった場合、担い手に集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8.27 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.27 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
現在自作している農業者が規模を縮小またはやめることになった場合に、担い手に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
当地域は、ほとんどの農地が基盤整備を実施済みであるが、今後土地改良事業が必要な場合は集落内で協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵邊典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	石 井 (石 井)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 14日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、認定農業者への集積が進んでいるが、今後は高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、一部自作されている農業者を除き、認定農業者に一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11.66 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11.66 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針※
現在自作している農業者が規模を縮小又はやめることになった場合に、認定農業者に集積していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3) 基盤整備事業への取組方針※
当地域は、ほとんどの農地が基盤整備を実施済みであるが、今後土地改良事業が必要な場合は集落内で協議を進めていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵邊典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	円光寺 (円光寺)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、認定農業者への集積が進んでいるが、今後は高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、一部自作されている農業者を除き、認定農業者に一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13.29 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13.29 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
現在自作している農業者が規模を縮小又はやめることになった場合に、認定農業者に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
当地域は、ほとんどの農地が基盤整備を実施済みであるが、今後土地改良事業が必要な場合は集落内で協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵途典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	下秋里 (下秋里)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、認定農業者への集積が進んでいるが、今後は高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、一部自作されている農業者を除き、認定農業者に一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	16.25 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	16.25 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
現在自作している農業者が規模を縮小又はやめることになった場合に、認定農業者に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手（認定農業者）に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
当地域は、ほとんどの農地が基盤整備を実施済みであるが、今後土地改良事業が必要な場合は集落内で協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵途典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	西新宿 (西新宿)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

高齡化が進んでおり、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

農業上の利用が行われる農用地等がないため、定期的な圃場管理を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	0.00 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	0.00 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
外部の担い手を発掘する。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針※
今後土地改良事業が必要な場合は集落内で協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
⑦地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。				

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵途典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	大日山 (大日山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

高齡化が進んでおり、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

担い手の確保が急務であるが、小規模な集落であり、集落内での人材確保は困難。外部の担い手の参入を検討し、その担い手に作物及び生産方法を一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1.57 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1.57 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
外部の担い手を発掘する。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
今後土地改良事業が必要な場合は集落内で協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵途典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	小赤松 (小赤松)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、認定農業者への集積が進んでいるが、今後は高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、一部自作されている農業者を除き、認定農業者に一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11.63 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11.63 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
実質的に集約化が完了しており、今後はこれを維持することに努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
当地域は、大半の農地が基盤整備済みであるが、今後土地改良事業が必要な場合は集落内で協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵邊典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	大酒 (大酒)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては一部、認定農業者への集積が進んでいるが、今後は高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、一部自作されている農業者を除き、認定農業者に一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	12.98 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12.98 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針※
実質的に集約化が完了しており、今後はこれを維持することに努める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3) 基盤整備事業への取組方針※
当地域は、大半の農地が基盤整備済みであるが、今後土地改良事業が必要な場合は集落内で協議を進めていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。